

資料 3 - 2

「秦野市債権の管理等に関する条例」の特徴について

秦野市財務部債権回収課

- 1 法令が整備されている市税・国民健康保険税以外の、すべての金銭債権について「市税の滞納処分の例により徴収する債権」「その他公法上の債権」「私法上の債権」の3区分として規定したこと。
- 2 「その他公法上の債権」と「私法上の債権」との区分が不明確とされてきたものを、本市としてその区分の指針を明確化したこと。
- 3 滞納者に関する市税情報と税外収入情報について、相互利用ができるようにしたこと。
- 4 従来徴収停止制度に「即時消滅」のほかに「徴収停止期間」を設け、運用しやすくしたこと（具体的な停止期間は、規則に委任）。
- 5 「私法上の債権」にも、時効消滅処理に当たって、「公法上の債権」と同様に、債務者からの「時効の援用を要しない債権」があることを定めたこと。